

共同住宅局管理水道メータの承認基準

大阪市水道局

(制定 平成23年 7 月19日課長決)
(改正 平成26年 4 月21日課長決)
(改正 平成31年 1 月31日課長決)
(改正 令和 3 年 3 月22日課長決)
(改正 令和 3 年 5 月27日課長決)
(最近改正 令和 8 年 5 月25日課長決)

本市が管理する共同住宅に使用する水道メータの承認基準について、次のとおり定める。

(関係法規)

計量法及び関連法規を遵守していること。

(適用規格)

メータの種別毎に日本工業規格（JIS B 8570-1、JIS B 8570-2）を適用する。

(水道メータの種別、計量特性及び形状・寸法)

別紙のとおり。

(承認範囲)

本承認基準は、新規承認と変更承認について適用する。

(承認時の提出書類)

共同住宅局管理水道メータ 承認願	「様式— 1 」
計量器製造事業概要	「様式— 2 」
計量器製造事業登録証、 特定計量器製造事業届出書 若しくは指定製造事業者指定書	経済産業大臣が認可した事業の区分に 従った登録証、届出書若しくは指定 書の写し
型式承認通知書	国立研究開発法人産業技術総合研究所 からの型式承認通知書の写し
承認申請図	本市の基準に基づいた構造図及び詳細 図等
性能試験成績書	計量法に基づいた成績書

(承認審査基準)

提出書類	審査内容	審査	
		合格	不合格
計量器 製造事業概要	水道メータの製造体制と供給体制が安定していること（年間・月間製造能力とサービス体制の確認）		
計量器製造事業 登録証、特定計 量器製造事業届 出書若しくは指 定製造事業者指 定書	経済産業大臣が認可した計量器製造事業登録証、特定計量器製造事業届出書若しくは指定製造事業者指定書が提出されていること（写しを確認）		
型式承認通知書	承認申請する種別毎に、国立研究開発法人産業技術総合研究所が型式承認していること（写しを確認）		
承認申請図	承認申請する種別毎に、構造及び寸法等が、本市の仕様に適合していること（申請図を確認）		
性能試験成績書	承認申請する種別毎に、計量法に基づいた性能であること（成績書を確認）		

様式一 1 (A 4)

年 月 日

大阪市水道局長 様

住所
氏名
名称及び
代表者の氏名

共同住宅局管理水道メータ承認願

次の水道メータについて、承認していただきたく関係書類を添えて申請します。

記

1 承認申請水道メータ

口径 (mm)	型式

2 添付書類等

- 1) 計量器製造事業概要 (様式一 2)
- 2) 計量器製造事業登録証、特定計量器製造事業届出書若しくは指定製造事業者指定書の写し
- 3) 型式承認通知書の写し
- 4) 承認申請図
- 5) 性能試験成績書 (性能表付)

様式一 2 (A 4)

計量器製造事業概要

1 氏名又は名称 所在地					
2 主たる事業所 所在地					
3 資本金 (法人の場合)					
4 総従業員数		人 (うち水道メータ従業員数 人)			
事業 の 概 要	(1)主たる事業名 主たる製造品名				
	(2)現在有する計量 器の事業届出	※指定製造事業者の有無 (有・無)			
	(3)最近1年間の計 量器の製造実績 高 ^(注)	製品名	水道メータ	製品名	
		数 量		数 量	
		金 額		金 額	
		年 月 日から 年 月 日まで			
6 承認申請水道メータ の月間製造能力	口径(mm)	型式	新品個数	修繕個数	

(注)水道メータの製造実績高は、新品及び修繕メータを合計して記入してください。また、右の欄には主要製品の製造実績高を記入してください。

(別紙)

(1) 水道メータの種別

口径 (mm)	記号	名称
13	K	接線流羽根車単箱乾式デジタル表示水道メータ
13	C K	接線流羽根車単箱液晶デジタル表示水道メータ (電子式) ※
20,25,30	K	接線流羽根車複箱乾式デジタル表示水道メータ
20,25,30	C K	接線流羽根車複箱液晶デジタル表示水道メータ (電子式) ※
40,50,65,75,100	K	たて型軸流羽根車乾式デジタル表示水道メータ
40,50,65,75,100	C K	たて型軸流羽根車液晶デジタル表示水道メータ (電子式) ※
50,80	K	よこ型軸流羽根車乾式デジタル表示水道メータ
80	C K	よこ型軸流羽根車液晶デジタル表示水道メータ (電子式) ※
13,20,25,30,40, 50,65,75,80,100	K S	超音波式水道メータ
13,20,25,30,40, 50,65,75,80,100	C K S	超音波式水道メータ (電子式) ※
13,20,25,30,40, 50,65,75,80,100	K M	電磁式水道メータ
13,20,25,30,40, 50,65,75,80,100	C K M	電磁式水道メータ (電子式) ※

※ (電子式) には、「スマートメータ (一体型)」を含む。

(2) 計量特性

口径 (mm)	計量範圍 (R) (Q_3 / Q_1)	定格最大流量 (Q_3) (m^3 / h)
13	100	2.5
20	100	4.0
25	100	6.3
30	100	10
40	100	16
50	100	16
	100	40
	40	40
65	100	63
75	100	63
80	40	100
100	100	100

(3) 形状及び寸法

口径13mm～50mm（ネジ接続）

口径 (mm)	メータ全長 (mm)	取付部ネジ	
		外径(mm)	山数(山／インチ)
13	100	26.4	14
20	190	33.2	11
25	225	41.9	11
30	230	47.8	11
40	245	59.6	11
50	245	75.2	11

口径50mm～100mm（フランジ接続）

口径 (mm)	取付 長さ (mm)	メータ 全長 (mm)	メータ用 接続管長さ (mm)	ボルト穴 中心円の 径 (mm)	ボルト穴 (径×数)
50	200	200	-	143 (120)	φ19×4 (〃)
	245	245			
	560	245	312		
65	270	270	-	150 (140)	φ19×4 (〃)
	575	270	302		
75	300	300	-	168 (150)	φ19×4 (φ19×8)
	630	300	327		
80	225	225	-	(150)	(φ19×8)
100	350	350	-	195 (175)	φ19×4 (φ19×8)
	750	350	397		

※ボルト穴の（ ）は、JIS10Kフランジの仕様を示す。

口径50mm、65mm、75mm、100mmのメータは、上水フランジ、JIS10Kフランジ両仕様共承認する。

附則

この基準は、平成23年 7 月19日から施行する。

附則

この基準は、平成26年 4 月21日から施行する。

附則

この基準は、平成31年 1 月31日から施行する。

附則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。